

特別管理産業廃棄物収集運搬業の審査基準

制定：平成17年3月1日

改正：令和3年4月1日

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の4第1項の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に対する審査について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に規定する審査基準を定めることによって、審査に当たっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部（正本、写し）揃っていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
 - (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
 - (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。
- 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 施設に係る基準
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の13第1号で定める基準のほか、以下の基準に適合していること。
 - ア 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所（以下「積替保管施設」という。）を含む。）を継続的に使用する権原を有すること。
 - イ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有するとともに、運搬容器には、感染性産業廃棄物である旨の事項が表示されていること。
 - ウ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物（以下「PCB廃棄物」という。）の収集又は運搬を業として行う場合には、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部）又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部）に掲げる基準及び要件に適合する施設を有すること。
 - (2) 申請者の能力に係る基準
ア 次に掲げる者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア7階。以下「センター」という。）が実施する特別管理産業廃棄物処理業に関する講習（収集・運搬課程）（以下「講習」と

いう。)を修了した者であること。

(7) 申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条の10に規定する使用人(ただし、岡崎市域における収集運搬業に係る契約を締結する権原を有する者に限る。以下同じ。)

(1) 申請者が個人である場合は、当該者又は令第6条の10に規定する使用人
イ 前項の講習については、次に掲げるものを有効とする。

(ア) 新規許可申請の場合

a 新規許可講習

許可申請の日から起算して5年前の日から許可申請の日までの間に修了したもの

b 更新許可講習(他の行政庁で既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合、又は、他の行政庁で特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得していない場合で、同一の者による新規許可講習及び更新許可講習の修了が確認できる場合に限る。)

許可申請の日から起算して5年前の日から許可申請の日までの間に修了したもの

(1) 更新許可申請の場合

許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日から許可の有効期限の日までの間に修了したもの

(ウ) 変更許可申請の場合

許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日から許可の有効期限の日までの間に修了したもの

ウ 講習の修了は、センターが交付する修了証により確認するものとする。

エ PCB廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が、センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習を修了した者であること。

オ 別に定める特別管理産業廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準に適合する者であること。

4 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、法第14条第5項第2号イによる法第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(おそれ条項)の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、令第 4 条の 6 各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

5 積替保管施設を有する場合は、立地について、次の事項及び要件に適合すること。

- (1) 立地場所に関する要件
 - ア 積替保管施設に係る土地の使用権限が得られ、かつ、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類、積替え又は保管の方法その他必要な事項について、積替保管施設に係る土地の所有者の承諾が得られていること。
 - イ 積替保管施設に係る土地までの搬出入道路（国道、県道及び市道を除く。）は、次の条件を有していること。
 - (ア) 道路幅員は、搬出入車両の通行に支障がないよう確保できること。
 - (イ) その他必要に応じて安全施設等の整備を行うこと。
 - ウ 関係法令の規制に係る協議等は下記によること。
 - (ア) 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例（平成 29 年岡崎市条例第 18 号）第 7 条第 1 項に規定により、市長と協議しなければならない場合は、協議が終了していること。
 - (イ) 関係法令の規制を受ける場合は、関係機関と協議がなされていること。
 - (ウ) 関係法令の規制を受けない場合は、関係機関の確認がなされていること。
- (2) 周辺環境に関する留意事項
 - ア 上水道、簡易水道等の飲用水への影響のおそれがないこと。
 - イ 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがな

いこと。

ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。

エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。

オ 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

カ 次に掲げる施設について、生活環境の保全上の適正な配慮がなされていること。

(ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

(イ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

(ウ) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(エ) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(オ) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(カ) 保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

6 積替保管施設を有する場合は、次の構造に関する基準に適合すること。

(1) 囲い等

ア 囲いは、原則として地盤面から 1.8 メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により破損しない構造であること。

イ 積替保管施設に係る土地の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

ウ 掲示板は、見やすい場所に設けれ、縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上とし、かつ、次に掲げる事項が表示されていること。

(ア) 保管する特別管理産業廃棄物の種類

(イ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ウ) 保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（積替えのための保管上限）

(エ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げる特別管理産業廃棄物の高さのうち最高のもの

(2) 積替保管施設の構造要件

積替保管施設に係る土地から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 特別管理産業廃棄物の積替保管施設は原則として屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するために必要がある場合は密閉構造であるか又は脱臭装置が設けら

れていること。

イ 特別管理産業廃棄物の種類ごとに、その他のものと混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁その他の施設が設けられること(混合物として排出される場合を除く。)。

ウ 特別管理産業廃棄物である廃油又はPCB廃棄物にあっては、容器に入れ密封することその他当該廃油の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油又はPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること。

エ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあっては、容器に入れ密封することその他当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包することその他当該廃棄物の飛散の防止のために必要な措置が講じられていること。

カ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封することその他当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のための保冷库その他の施設を用いること。

(3) 雨水等の流入防止設備

積替保管施設に係る土地の敷地内へ外部から雨水等が流入するのを防止するため、周囲に開渠その他の設備が設けられていること。また、必要に応じ、場内の雨水を適正に排除するための油水分離槽その他の施設が設けられていること。

(4) 洗車設備

必要に応じ、運搬車両等のタイヤ等に付着した泥を洗い落とすことができる設備が設けられていること。

(5) 場所の確保

積替保管施設に係る土地の敷地内には、廃棄物の積替え又は保管を行うための場所が設けられていること。なお、廃棄物の分別を行う場合は分別を行うための場所が、運搬車両を駐車する場合は駐車場が設けられていること。

(6) その他

積替え又は保管をするに当たっては、特別管理産業廃棄物処理基準及び岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱第8条に規定する基準に適合していること。

7 行政手続法第6条に規定する標準処理期間は60日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合は、この限りでない。

8 この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に許可申請のあったものについては、改正前の審査基準を適用するものとする。